

# 日本証券取引所の創立と活動（中）

小林和子

## 要 旨

前号（上）で創立までを見、創立後の活動は（下）で見るとしたが、章建てがかなり増えたため本号を（中）として日本証券取引所評議員会までを入れ、次号（下）で戦時活動の最終段階を見ることとする。

日本証券取引所は昭和18年7月1日の開所式当時は旧株式会社組織証券取引所のすべてを引き継ぎ、取引の実態にもほとんど変化がなかった。その後2ヶ月の間に、短期清算取引の廃止、長期清算取引の東京・大阪2市場への集中が行われ、9月1日以後は東京・大阪以外の9市場は実物取引が行われるのみとなった。旧株式組織取引所株はすでに3月末に清算取引の上場を廃止している。他方で上場制度は確立され、地方市場は一応温存が図られたが、実物取引が盛り上がりなければ市場閉鎖も見通され、実際に下位の長崎・長岡は19年4月に、横浜は20年7月に閉鎖された。取引所業株式消滅の打撃はとうてい日本証券取引所出資証券で代替されず、東京・大阪への空襲の下で市場取引は縮小し、取引員業・有価証券業の苛烈な整備も進んだ。評議員会に報告された各事業年度の業況を見ると戦時取引所運営は財政的には破綻した。とりわけ20年夏、最終段階における株価安定のための買入れが決定的な破綻をもたらしたといえる。

## 目 次

はじめに

I. 取引所制度改善論

II. 商品取引所の衰退

III. 太平洋戦争開戦前後の財政金融政策

IV. 日本証券取引所の創立——以上

（上）前号に掲載

V. 日本証券取引所の開所

1. 開所式の訓示・告示等

2. 有価証券市場の開設及び取引員の構成

3. 日本証券取引所定款

4. 日本証券取引所業務規程

5. 日本証券取引所の機構と総裁・副総裁人事

VI. 売買取引仕法の変更

1. 短期清算取引の廃止

2. 長期清算取引上場銘柄の変更と上場制度の確立

3. 実物取引の振興

4. 日本証券取引所出資証券の上場

目 次

Ⅶ. 取引員業整備の実施

1. 取引員業整備
2. 取引員統制組合
3. 有価証券業整備

Ⅷ. 日本証券取引所評議員会

1. 第1回評議員会 (昭和19年1月14日開催)
  2. 第2回評議員会 (開催日不明)
  3. 第3回評議員会 (昭和20年5月22日開催)
  4. 第4回評議員会 (昭和21年11月1日開催)
- 以上、(中)、本号掲載

V. 日本証券取引所の開所

1. 開所式の訓示・告示等

昭和18年6月30日に設立された日本証券取引所の開所式は翌7月1日に本支所市場で行われた。これまでの東京株式取引所所在地には日本証券取引所本所が置かれると同時に東京市場が置かれた。大蔵大臣訓示・総裁告示などは本所・東京市場では本人が読み上げ、各支所市場では大蔵大臣の代わりに大蔵省関係官が、総裁の代わりに支所長が代読した。総裁告示<sup>46)</sup>、同訓示<sup>47)</sup>では日本証券取引所は「決戦体制下の重要機関として」「政府と表裏一体となつての運営を行い」「犠牲的精神・敢闘精神を以て対処し」「特に流言飛語には注意して市場の品位向上に努める」ことが強調された。大蔵大臣訓示<sup>48)</sup>では同じく決戦体制の下で、「必要資金の潤沢かつ円滑な供給と悪性インフレーションの発生阻止」のために「換物的思想の発生を楽観しないように」し、換物的傾向が集中しやすい株式について価格の安定すなわち「株価の安定」を重視、取引員も従来の投機本位の取引を改める、そして「大東亜共栄圏の全域に亘る大建設事業のための資金調達が必要」などが確認された。決戦遂行の精神主義を取り除いてみれば、「資金調達と悪性インフレーションの発生

阻止」がその眼目であり、資金調達が衰微すれば「インフレ阻止」の仲介項は霞んで、市場としては「株価の安定」が必然的に前面に出る構造になったといえる。

2. 有価証券市場の開設及び取引員の構成

有価証券市場開設認可の告示を受けた市場は東京、大阪、京都、横浜、神戸、名古屋、広島、福岡、長崎、新潟、長岡の11であるが、実物取引と清算取引の両種が認可されたのは東京と大阪の2市場のみであり、他9市場は実物取引に限られた<sup>49)</sup>。取引員の種類も東京と大阪は第1種(株券及び出資証券の実物取引及び清算取引)、第2種(同実物取引)、第3種(債券の実物取引)の全種であるが、その他は第2種のみとなった。取引員はすべて法人となった(経過期間3年)。東京、大阪の取引員の資本金最低額は以下の通りである<sup>50)</sup>。

- 第1種取引員 100万円
- 第2種取引員 50万円
- 第3種取引員 50万円

全市場に共通する第2種取引員の資本金最低額は30万円(京都、神戸、名古屋、広島、福岡)、20万円(横浜)、10万円(長崎、新潟、長岡)であり<sup>51)</sup>、最低のグループのうち長崎と長岡市場は9ヵ月後に廃止された。既掲論文(上)で見たように、すでに設立時の出資証券配分にお

いて非常な格差がみられたが、取引員の最低資本金に限っていえば東京と大阪は同じ扱いであり、全市場を比較できる第2種取引員については5：3：2：1の比率となった。まずは実態を反映した格差だといってよいであろう。

### 3. 日本証券取引所定款

日本証券取引所設立経過報告書<sup>52)</sup>によれば、同取引所定款案は設立委員会特別委員会（6月14日、21日の2回開催）において作成され、6月24日に大蔵大臣に認可を申請し、同日認可を得た。設立認可と同日である。7月1日施行の定款の概要を見ておく<sup>53)</sup>。

第1章 総則 [名称、目的、大蔵大臣の職権の一部委任、事務所、公告の官報掲載、定款の変更は大蔵大臣の認可]

第2章 資本金及び出資証券 [資本金2億円（1口50円、400万口、政府出資4,738万円）、出資証券（記名式、有限責任、出資者原簿、譲渡可能、名義書換等停止期間）]

第3章 役員 [政府の任命で総裁1、副総裁2、理事5以上：以上任期4年、監事2以上、評議員若干：以上任期2年、他に顧問]

第4章 業務及其の執行

第30条 1 有価証券市場の開設、  
2 売出の為にする有価証券の引受又は買入、引受又は買入れたる有価証券の売出及び有価証券の募集又は売出の取扱、3 前2号の業務に付帯する業務、本所は大蔵大臣の認可を受け前項の業務の外本所の目的達成上必要なる業務を行うこ

とを得

第31条 [価格安定のための売買取引またはその委託]

第32条 [業務規程等は総裁が定め、重要なものは大蔵大臣の認可]

第5章 会計 [事業年度は4月1日より翌年3月31日まで、総裁は毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し監事の意見を付して大蔵大臣に提出、承認を得る、剰余金処分案は評議員に諮問の上同様措置、余裕金運用方法、準備金の積立て、政府以外の出資者に対する配当の比率は年5/100～6/100]

付則 [第1回事業年度は成立日より昭和19年3月31日まで、旧取引所の株式に引き当てるべき出資の口数一覧]

明治26年取引所法が取引所に関する一般法であったのとは異なり、昭和18年日本証券取引所法は日本証券取引所1組織のための特殊法である。そのため、法と日本証券取引所定款及び業務規程はかなりの部分が重複している。法は全体構成と主務大臣による監督に、定款は出資証券と役員に、また業務規程は取引員・市場・売買取引等に重点を置いたということができよう。

### 4. 日本証券取引所業務規程

日本証券取引所業務規程は昭和18年6月30日認可され、7月1日及び7月31日に各一部変更認可を受けたものによる<sup>54)</sup>。

第1章 総則 [目的、事務所、業務]

第4条 本所は前条の業務を行うに当りては恒に政府の有価証券に関する政策に遵い第1条の目的達

成上遺憾なきを期するものとす

第2章 有価証券市場 [市場の場所と名称, 売買取引の種類, 市場規則, 立会停止, 上場有価証券銘柄の決定・上場廃止・取引一時停止]

第3章 取引員 [取引員の種類, 営業保証金, 売買取引に関し取引員を代表する取締役等の承認, 営業の停止, 業務・財産の報告, 広告の承認]

第26条 本所は有価証券の公正なる価格の形成若しくは価格の安定の為又は有価証券の流通を円滑ならしむる為必要ありと認むるときは取引員に対し有価証券市場に於ける売買取引に関し必要なる指示を為すことあるものとす

第4章 売買取引の期限及方法 [実物期限15日, 清算3月以内, 呼値, 実物取引方法 (相対又は入札), 転売買戻しの申出]

第5章 売買証拠金及売買手数料 [実物取引につき必要あれば証拠金徴収, 清算取引証拠金の種類, 売買手数料]

第6章 計算 [1日を1計算区域]

第7章 受渡

第8章 違約処分及賠償責任

第9章 有価証券の引受若しくは買入, 売又は売出の取扱

第10章 付帯業務 [実物・清算取引の受渡代金又は受渡証券の立替・仮渡, 取引員に引受させた有価証券を担保とした資金の融通, 受渡証券の運送]

第11章 雑則 [市場揭示事項, 休業日]

定款, 業務規程のほかに, 職務規定<sup>55)</sup>, 服務規程<sup>56)</sup>などがあり, 各市場ごとに受託契約準

則<sup>57)</sup>及び市場規則<sup>58)</sup>があった。

## 5. 日本証券取引所の機構と総裁・副総裁人事

日本証券取引所の役員は総裁, 副総裁, 理事, 監事, 評議員である (法第14条)。この上に, 主務大臣 (大蔵大臣) があり, 認可から特別業務の命令までを行った。日常的には日本証券取引所監理官 (法第74条, 75条) が置かれて, 業務を監視し, 業務・財産の状況を検査し, 報告させ, また諸般の会議に出席して意見を述べる事ができた。

諸般の会議とは何か。職務規程に拠れば理事会 (総裁が統括, 毎月1回開催), 監事会 (同前), 評議員会, 評議員の互選による総代会が規定されている。事務書類には「支所長会議」が残されているが, 支所長は副総裁又は理事が当るため, 理事会とかなり重複する。評議員会についてはそれなりの資料が残っているので, 別途検討する。

当初の日本証券取引所職制一覧を見ておく (『日本証券取引所調査月報』第1号)。

総裁 副総裁 本所一理事4名 (総務部, 業務部, 調査部, 監理部)

監事1名

支所 東京一理事2名 (業務部, 経理部)

副総裁 大阪一理事2名 (業務部, 経理部)

(大阪在勤) 監事1名

名古屋・神戸・京都・福岡・広島一全体に理事1名

横浜・新潟・長岡・長崎

理事は各部の部長である。株式会社の株主総

会に当るような出資者総会については規定がない。大蔵大臣の認可・命令の下で、法律も定款も総裁に極めて多くの権限を付与した特殊な組織であれば、出資者の出る幕はほとんどなかったのであろう<sup>59)</sup>。仮にこうした総会があったとしても、政府が相対的に最大の出資者であれば、大蔵大臣の権限イコール出資者の意向となる構造であったともいえる。

創立から解散までの総裁、副総裁は次の通りである。

総裁 井坂孝（昭和18.6.30～20.11.20）：辞職後、枢密顧問官  
 徳田昂平（昭和20.11.20～22.4.16）：辞職後、証券取引委員会委員長

副総裁 副島千八（昭和18.6.30～20.11.29）<sup>60)</sup>  
 東京支所長  
 原邦道（昭和18.6.30～19.10.1）大阪支所長  
 坂薫（昭和19.10.27～22.4.16）<sup>60)</sup> 大阪・京都・神戸支所長  
 望月乙彦（昭和20.11.29～22.4.16）

## VI. 売買取引仕法の変更

### 1. 短期清算取引の廃止

日本証券取引所設立後の全国11市場のうち東京・大阪を除く9市場にとって最大の問題は、従来の中心取引仕法であった清算取引の終了処理と、従来はとて多かつたとはいえず、戦時下に将来の見通しは付かない実物取引への対応である。短期並びに長期清算取引の廃止については本所から7月13日通告（資料不明）で各支所に通知され<sup>61)</sup>、債券長期清算取引は8月23日に、株式短期清算取引及び東京・大阪を除く株

式長期清算取引（最終段階では京都、名古屋、福岡の3支所市場）は8月31日に廃止された。長期清算取引をほとんど行わず短期清算取引に集中してきた5支所市場（新潟、長岡、神戸、広島、長崎の5、横浜は短期を行わず）にとってはほぼ取引壊滅に近い状況をもたらす、決定的な措置である。長期清算取引を残してきた前掲3市場にとっても事情は似たり寄ったりであったろう。8月末までの2ヶ月間は全国市場清算取引最後の火花が散らされたようで、「一般株価に悪影響を与えぬよう、投資家に不測の損害を与えぬよう」7月24日に「小型株の思惑的取引抑制に関して」本所から自肅方要請が出された<sup>62)</sup>。

長期清算取引を継続しうる東京・大阪市場以外の市場においては既存の、そして残る期間に関して新規の両清算取引の、東京・大阪市場については同じく短期清算取引の、円滑な決済が最大の問題とされた。8月上旬、日本証券取引所は大蔵省の意を受け、各支所長に円滑な受渡決済処理について注意を促し、また取引員の金繰り状況を調べ、銀行借り入れ等の必要について報告を要請した<sup>63)</sup>。これに対する回答は、今春準備してきたので支障なし（福岡及び神戸支所）、必要あれば他の取引員の協力で処置（長岡及び新潟支所）など、ほぼ問題が無かったようである<sup>64)</sup>。もっとも、実物取引のみとなる9支所の取引員は清算取引から完全に手を引いてしまっただけで営業が成立しない。清算取引が残される東京あるいは大阪市場に取引をつなぐ方法を模索した。新潟支所取引員代表は新潟支所長に対して、東株代行株式会社に清算取引の一括受託を依頼して中央市場における清算取引の取次ぎを行うことを希望した<sup>65)</sup>。旧来の取引所法（第11条—4）では特別の場合（農商務大

臣の認可)を除いて取引員または会員が清算取引の取次ぎ行為を行うことを禁止した。日本証券取引所法(第45条)も同様であったが、但し書きの後半に「取引員ノ代理店主ガ当該取引員ニ対スル有価証券市場ニ於ケル売買取引ノ委託ノ媒介ヲ為スハ此ノ限ニ非ラズ」が入った。地方支所取引員救済のためといってよい。

この但し書きにより、具体的には中央市場の特定取引員として東株代行株式会社が同業務を出願中であることを活用し、新潟市場側は新潟市場取引員の平等出資・共有の新潟証券株式会社(大正8年設立)を活用して、この連携をつけようとしたものである。短期清算取引関係の代引き・代渡し等を主要業務とした東株代行(昭和2年設立)は当該業務の消滅により18年8月25日に東京証券と改称し、9月1日に日本証券取引所東京市場第1種取引員となり、地方証券会社委託の清算取引、端株売買、名義書換代行業務等を開始した<sup>66)</sup>。名古屋市場では同様の性格を持つ中部証券を8月31日に設立し、名古屋市場の第2種取引員と東京市場の第1種取引員となって9月1日から両市場間を取り次ぐ業務を開始した<sup>67)</sup>。東京証券は後の日本証券金融株式会社、中部証券は後の中部証券金融株式会社である。大阪市場ではやや遅れて同様に10月22日大株代行(昭和8年設立)が大阪代行証券に改称し、大阪市場第1種取引員として昭和19年1月10日から新規業務を開始<sup>68)</sup>、福岡市場(西部証券)と広島市場(広島共同証券)との取次ぎ業務を行った。これは後の大阪証券金融株式会社である。長期清算取引市場への連携は以上のように確認される。京都、神戸、長崎、横浜については資料で確認できないが、おそらく横浜は東京と、その他は大阪と連携していたと思われる。実物取引に閉じこもったとは考え

られない。

## 2. 長期清算取引上場銘柄の変更と上場制度の確立

短期清算取引が廃止されたということは取引仕法が形のうえでは短期清算取引の創設前の状況に戻ったともいえる。しかし決定的な違いが一つある。株式会社組織株式取引所株(当所株)の消滅である。日本証券取引所に統合された11株式取引所はいずれも株式会社組織であり、そのすべてではないが主要な取引所の株式は当の11株式取引所、さらには朝鮮・大連取引所の清算取引市場に上場しており、取引高の相当部分を占めていた。なお、前論文(上)に書いたことだが、株式会社組織商品取引所はこの時点ではほぼ消滅しており、上場銘柄からも消えている。

最も多く取引所銘柄を上場していたのは名古屋の11であり、これを含めて8以上が5市場あった。外地・海外日系取引所の範疇に入る朝鮮取引所と大連株式商品取引所も5銘柄を上場している。取引所株を上場していなかったのは唯一長岡市場だけであった。同じ新潟県内に新潟取引所があることで、長岡市場はある種の分業体制をとったのであろう。また長岡は取引所株がどの市場にも上場されていない唯一の取引所であり、結果として長崎市場とともに自らの市場に当所株を上場していない市場の例ともなった。長崎取引所の株式は博多には上場されている。長崎は博多の出先機関性を持ったものであろうか。こうした点から見ても、長岡と長崎の両市場に将来性はなかった。

上場取引所株の特徴は、①東京・大阪の親株・新株の並行上場が最も普遍的である、②長岡以外はすべて上場しており、その中では長崎

図表1 各市場上場「取引所」名称一覧（昭和17年）

東京市場：横浜，大阪※，名古屋※，東京※，京都※，神戸※，広島，大連株式商品，朝鮮取引所※1，満州証券取引所
大阪市場：東京※，横浜，名古屋※，神戸※，京都※，大阪※，大連株式商品，満州証券取引所
名古屋市場：東京※，大阪※，横浜，京都※，神戸※，広島，博多，名古屋※，大連株式商品，朝鮮取引所※，満州証券取引所
京都市場：京都※，大阪※，東京※，神戸※，横浜，名古屋※，満州証券取引所，大連株式商品
神戸市場：大阪※，東京※，神戸※
横浜市場：東京※，横浜
新潟市場：東京※，大阪※1，新潟，大連株式商品
長岡市場：なし
広島市場：大阪※，東京※，広島，満州証券取引所
博多市場：東京※，大阪※，横浜，博多，広島，長崎，朝鮮取引所※，満州証券取引所，大連株式商品
長崎市場：東京※，大阪※
朝鮮取引所：東京※1，大阪※1，朝鮮取引所※1，大連株式商品，満州証券取引所
大連株式商品取引所：大連株式商品，満州証券取引所，朝鮮取引所※1，大阪※1，東京※1

（注）※新株も上場していたもの，※1新株のみ上場していたもの。市場名だけは日本証券取引所に統合された取引所。

〔出所〕東京株式取引所『昭和17年取引所一覧』より作成

以外は当所に上場している，③時には新株のみの上場例もある，④神戸，横浜，長崎以外は外地・海外日系取引所株を上場している，にある。国内取引所株が日本証券取引所への統合で消滅した後に残るのは，朝鮮取引所（外地），大連株式商品取引所・満州証券取引所（海外日系）の3銘柄のみとなった。実際には，旧取引所株式はすでに昭和18年3月末段階で清算取引への上場を廃止している。なお，従来の「取引所」業種には取引所関連会社たる華北市場助成，東株代行，大株代行などが入り，これらは上場を継続した。ただし長期清算取引市場にではなく，実物取引市場に限られた<sup>69)</sup>。取引所業種にまつわる投機色は一掃されたのである。

上場制度がある程度明確になったことも日本証券取引所の「功」である。法第26条は上場及び上場廃止有価証券に関する主務大臣の認可及

び指定・上場等の命令を規定した。取引所法にはこのような規定は無く，取引所令第12条が「取引所ハ清算市場ニ上場セムトスル有価証券ノ各銘柄ニ付商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ」（国債証券・地方債証券を除く）としたのみである。実物取引「上場」には何の規定も無く，上場会社の側も「上場」の意識に欠けたようである。日本証券取引所は，前記のように取引仕法の変更及び旧株式取引所株の消滅などを除いては，原則的には旧来の銘柄を引き継いだ。そのため，有価証券取引委員会も上場制度については答申を急がず，昭和18年9月29日になって答申を提出した。大蔵省はこれに基づき，「有価証券の激増を見るべき趨勢に対処し」「価格の公正・安定，流通の円滑化」「上場証券の投機性を払拭し，国民投資の健全化を図る」ために上場証券の適格性を確保するべく，適切な上場基

準を確立する方針を建て、有価証券取引委員会に対する諮問を活用し、同委員会は特別委員会においてこれを調査審議するものとした<sup>70)</sup>。特別委員会は早速に調査審議し、翌9月30日に「日本証券取引所上場銘柄選定基準」を発表した<sup>71)</sup>。内容は審議会答申と同じ方針で、以下に見る要領はほぼ同じ文言であった。

1. 株券・出資証券 ①市場毎・取引種類毎に上場、発行会社等の規模、内容、業績、株主等の関係、取引状況等の要素を勘案し、上場証券としての適格性を判定、②資本・株数：実物取引は額面・払込総額200万円以上、4万株以上、清算取引は額面1,000万円（払込500万円）以上、20万株以上、③設立後2年以上経過、基礎確立、④株主数：実物は200人程度以上、清算は500人程度以上、広範囲に分布、⑤上記に係らず例外として、国家重要産業は必要なら上場、投機性顕著なものは上場を排除

2. 確定利付証券 国債証券は原則上場、地方債他は株券等の実物取引基準に準じて上場判定、市場は東京・大阪の2に限定

3. 取引所に発行会社等より報告を徴せしめ、常時適格性の確保に努める

4. 有価証券取引委員会に対する諮問を活用、上場命令権・廃止権の活用

この基準によると、従来は清算取引に上場していた大連株式商品取引所株の場合、資本金基準で清算取引上場は不可能となり、実物取引上場に切り替えられたものと見られる。実物取引上場にとっても決して低い基準とはいえず、他の理由も加わって、上場銘柄数は減っていった。清算取引上場銘柄はすべて実物取引に上場している。

図表2 上場銘柄数

	清算取引上場 銘柄数 (社数)	実物取引上場 銘柄数
昭和18年3月	211 (144)	1254
昭和18年7月	267 (183)	1241
昭和18年11月	231 (161)	1214
昭和19年11月	209 (156)	※718 (526)

(注) ※昭和19年は5月の1232が公表最後の数字である。掲載数字は最後の『月報』相場表より計算した。『東京証券取引所20年史』の参考統計では昭和19年の株式上場銘柄数は1213、20年は1218である。  
〔出所〕『日本証券取引所統計月報』各月版

### 3. 実物取引の振興

実物取引自体は特に変革されたわけではない。組織転換に際して従来の実物金融（受渡し代金の立替等）についての報告を求めたが、もともと実物取引は少なく実物金融はほとんど実施されていなかった<sup>72)</sup>。福岡支所では振興策として7月12日より実物新売買方法<sup>73)</sup>を開始した。内容は①場外実物取引の市場集中、②取引員店主は市場に出席して監督指導する、③若干の銘柄を選び特殊銘柄として取引を集中・振興する、である。8月14日の日証支所会議では「1～2ヶ月試験的に行わせてみた結果で各地支所にこれを行わせる」とした<sup>74)</sup>。その後昭和19年1月20日に日本証券取引所実物金融規程<sup>75)</sup>が設けられた。取引所が付帯業務として実物取引の受渡代金の立替を行うもので、普通金融（10日間、株式は381銘柄、債券は外貨債を除き全銘柄）と1日金融（全銘柄）があった。また実物取引は相対売買であったが、19年3月3日には競売買準則<sup>76)</sup>が定められ、市場毎に30銘柄以内を指定して、寄付と大引に行くこととされた（その間は相対売買）。

東京・大阪を除く9支所市場は投機的な短期清算取引に集中してきたところが多く、その一

部がたなぎ機関を利用して中央市場清算取引に出されたとしても、各地方市場に残された（否ほとんど初めて市場取引として意識された）実物取引の投機化は免れざるを得ないものと観念されたようである。実物取引を振興はしたいが投機化は避けたいという文言が以上の措置の端々に同われる。実態は取引が衰微し、投機化に至らなかった。実物金融の活用は当初は東京が多かったが、後に大阪その他の市場が増大し、全体として昭和19年11月には1000万円の残高となった。12月初めに日本証券取引所は日本銀行に対し非常時受渡資金融通方（実物取引・清算取引）を申し出で許諾を得た。予め登録国債を据置担保として差し入れ、各支所ごとに融通限度額を定めて非常事態に備えるもので、大阪市の限度額は1300万円と最大であった<sup>77)</sup>。

日本証券取引所最初にして最後の年ベースの公表統計は「昭和18年度中統計」（『日本証券取引所統計月報臨時号』昭和19年9月号）である。ここからいくつかのことが確認できる。

株式上場銘柄数表（昭和18年12月1日現在）

東京市場 清算取引 199 実物取引 1013

大阪市場 清算取引 187 実物取引 758

以下は実物取引のみ

京都637, 横浜622, 神戸587, 名古屋772, 広島664, 福岡640, 長崎358, 新潟551, 長岡110

昭和18年中の前半1～6月は旧体制、7～8月は新体制だが清算取引は従来どおり継続していた。9月以降、清算取引は東京・大阪の長期のみとなった。短期清算取引の売買株数比較では東京を100とすると、大阪137, 名古屋122, 京都59, 神戸59, 最下位の長岡でも0.3ある。長期清算取引では同じく東京を100, 大阪41とすると、その他は（期間も2/3であるが）3

位の名古屋も2と隔絶している。実物取引は東京100, 大阪92, 名古屋17, 福岡7, 京都4, 広島3, 神戸2, 長崎1, 新潟0.5, 横浜0.1, 長岡0.00003であった。実物取引では神戸以下は、いや厳しく言えば京都以下は独自の市場を維持する意味は見出せないように思われる。日本証券取引所としては地方市場の温存を図っているが、実物取引の実態からすれば地方市場を篩にかけているに等しい。短期清算取引の廃止と長期清算取引の不認可はとりわけ名古屋市場に決定的な影響を与え、清算取引・実物取引合わせてこの後明らかに東京・大阪2市場への集中が進んだのである。

#### 4. 日本証券取引所出資証券の上場

長期・短期の清算取引の中心格であった各地株式取引所株式の消滅は、日本証券取引所出資証券の登場で代替される性格のものではなかった。日証出資証券は創立後直ちに発行されたわけではない。発行前に於ける取引員間の予約売買は「大蔵大臣の承認を受ける」ものとされた<sup>78)</sup>後、旧取引所の株式に対する引当（割当）に適せざる出資の端数口数は7月24日に入札処分された<sup>79)</sup>。この処分後に、8月16日に旧取引所株券の提出を求める公告が出された（9月15日まで、各本支所に）。日証出資証券の予約売買の処理方法（仮登録、受渡は本所を通じて履行など）は8月25日に定められた<sup>80)</sup>。9月末、前出の上場制度が整った後、10月20日に日証出資証券は実物市場に上場され、取引が開始された。他に出資持分で実物市場に上場しているのは前年の昭和17年に株式会社から特別法出資法人に転換した日本銀行のみである。価格はほとんど動きが無かった。

なお、日証出資証券を含めて取引所業の上場

は以下の通りである (◎清算, ○実物)

- 昭和18年 6月 大連株式商品◎, 朝鮮取引所  
新○
- 18年 7月 大連株式商品◎, ○, 満州証  
券取引所○
- 18年 8月 大連株式商品◎, ○, 満州証  
券取引所○, 日証出資 (予  
約) ○
- 18年 11月 大連株式商品○, 日証出資  
○, 満州証券取引所○
- 19年 4月 日証出資○, 満州証券取引所  
○
- 19年 5月 日証出資○, 満州証券取引所  
○, 大連株式商品○
- 20年 3月 日証出資○, 大連株式商品○

20年3月の日証出資証券売買高約24万口は金融・保険・投資・取引所業の中では最大で、化学工業全体に匹敵するほどであった。満州証取が20年に登場しなかった理由は不明だが、一つには収入減が考えられよう (『日本証券取引所統計月報』)。

## Ⅶ. 取引員業整備の実施

前章で見たように株式組織取引所がすべて日本証券取引所に統合され、取引仕法が大きく転換したことにより、多くの証券業者の営業基盤は根幹に係る影響を受けた。とても従来どおりの個人営業者の過当競争状態を継続することは不可能と思われ、また取引所改革の内容にも流通機構たる取引所だけでなく流通取引に係る取引員 (取引所内で取引を自ら行う、あるいは取引の委託を受けて行う免許を得た証券業者)、及び有価証券業者 (取引所の外で流通取引を自ら行う、あるいは委託を受けて行う免許を受け

た証券業者) から過当投機性を排除することが含まれたといえる。昭和17年9月から取引仕法の転換が行われた後、早速に取引員業の整備が図られたのはすでに予定された事柄の実行にすぎなかったといえる。これより以前、日本証券取引所法第28条により取引員の資格を一定金額以上の資本金を有する株式会社に限定していたことはいうまでもない。創立以後、それまでの間には、取引員の取るべき報告等の行為に対する取引所への指導<sup>81)</sup>、取引所法免許から日本証券取引所法免許へ移行した取引員のうち「会社に非ざるもの」に対する除外規定の通牒<sup>82)</sup>、取引員の営業保証金代用証券納入の承認<sup>83)</sup>などが行われた。

### 1. 取引員業整備

日本証券取引所設立前の5月下旬に有価証券取引委員会が答申した取引員制度要綱に基づいて、大蔵省は6月上旬に取引員制度に関する決定案を出した<sup>84)</sup>。その方針の特徴は、「取引員をして新取引所と渾然一体となり有価証券の公正なる価格の形成及び価格の安定並に有価証券の流通の円滑化に協力すべき公共的使命を担当せしむるものと」したところにある。取引員は民間の株式会社等あるいは個人であるが、公共性を持った新取引所の下では公共的使命を持たされたのである。決定案要領の内容は以下の通りである。

1. 取引員の種別 (第一, 二, 三種)
2. 資本金額・営業保証金額の最低額
3. 免許には資産内容のほか人的要素をも重視。当分は定員制を設けず、新規免許もせず
4. 支配人・使用人への欠格条項の適用
5. 委託取引の取扱に基礎を置き、自己

売買・兼營業務を制限

6. 清算取引を行わない市場の取引員による委託取次ぎは認可
7. 取引員団体を組織せしめ、自治的指導統制の任に当たらせる
8. 現在の取引員については速やかに整理計画を樹立し、転廃業につき前後措置を講じる（3年の法的猶予期間を待たず、政府指導の下に市場ごとに整理計画を作り、法定要件を満たさないものは単独または数人で会社を設立せしめ、合併増資をさせるなど指導斡旋する）

ここですでに大蔵省の強い指導性は明確であった。このうえで10月19日には「取引員業整備実施要綱」<sup>85)</sup>及び次節に見る「取引員統制組合結成要綱」が発表された。上記決定案ではいまだ取引員定員は設けられなかったが、この時点で取引員半減の方針が打ち出された。予測されたことであつたかどうかはわからない。実施要綱の方針の特徴は、決定案に基づきつつ、「国民動員の徹底上の要請に即応し——労務の緊要産業部門への転換に資する」ところにあった。1、整理計画の樹立、2、実施、3、廃業取引員等対策、4、金融上の措置の内容は以下の通りである。

1. 1) 政府指導下に、昭和18年11月までに樹立、立案には各新取引員組合が参与
- 2) ほぼ5割を整理、市場存続の必要が乏しい市場は適当な時期に閉鎖
- 3) 免許要件
- 4) 市場ごとに残存取引員数を概定、取引員を3種（法人取引員として要件を充足しうるもの、必要な整備統合

を行わせて要件を充足させるもの、廃業指導）に区分し具体的措置を策定

- 5) 東京・大阪では必要に応じて取引員種類の変更も考慮
- 6) 市場閉鎖の場合には隣接の他市場への転出も考慮
- 7) 取引員より徴した資料を基にして周到に調査
- 8) 希望は斟酌
2. 1) 計画樹立後は個別に内示、進行させて、逐次免許申請
- 2) 自発性を尊重、取引所・統制組合の指導斡旋、必要なら金融事業整備令を発動
- 3) 資本は必要以上に膨張させない、現物出資・事業譲渡も適正に
- 4) 有価証券引受業・有価証券業以外の兼営の原則的抑制
- 5) この計画以外の新規免許は原則しない
3. 1) 廃業取引員への共助金交付、一時国民更生金庫から出し、後に残存取引員の積立金から償還
- 2) 廃業取引員の営業用資産は同金庫が評価して引受ける
- 3) 臨時租税措置法による租税の軽減措置
- 4) 使用人の配置転換は別途適当な措置を講じる
4. 放出された資金の運用は「企業整備資金措置法」によるほか、極力浮動購買力化を防ぐ

日本証券取引所取引員の「公共性」を中核としつつ、戦時統制下に民間業者を整理する方法

図表3 市場別取引員数 (昭和18年10月1日)

	法人			個人			
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	計
東京	37	3	3	52	18	2	115
大阪	14	19	1	59	35	3	131
名古屋	—	1	0	—	52	0	53
京都	—	3	0	—	31	0	34
福岡	—	7	0	—	17	0	24
神戸	—	5	0	—	14	0	19
横浜	—	5	0	—	9	0	14
広島	—	2	0	—	17	0	19
新潟	—	0	0	—	13	0	13
長崎	—	0	0	—	12	0	12
長岡	—	0	0	—	7	0	7
計	51	45	4	111	225	5	441

(注) 第1種も第3種も東京・大阪以外には認められなかった。第1種の「—」と第3種の「0」は実質的には同じ意味である。

(出所)『日本証券取引所調査月報』第5号

として、監督官庁の主導、政府機関といっても良い取引所の指導、そして取引員統制組合の実行力が期待され、最後に来るのがようやく取引員の自発性・希望となる。これだけ強力な政策を採る以上は当然に一定の資金手当てが用意され、しかしその資金の浮動購買力化の防止までが実施計画には含まれた。戦後の免許制転換(昭和40年法改正による)には当然ながら証券取引所も正会員協会も直接には係らなかつたことと比しても、戦時下の業者整備に「自発性」はほとんど無く、削減の程度も時間的余裕も苛烈であったことは明らかであろう。図表3にみるように、東京(62・6%)大阪(74・0%)を含めすべての市場で個人取引員が圧倒的多数であった。新潟・長崎・長岡は個人のみである。名古屋以下の中位取引所にとっては第2種のみに限られた個人取引員を法人化して半減することが大きな負担となった。

半減政策の結果はどうなったか。戦後昭和21年の資料であるが取引員総数が213社(支店を除く法人数178社)となっており、上掲441人・社に対して十分に半減が達成されたようである。内訳は東京65、大阪54、京都15、神戸19、名古屋24、広島14、福岡12、新潟10となっている<sup>86)</sup>。

## 2. 取引員統制組合

取引員業整備実施要綱と同日に取引員統制組合結成要綱が出された。各地市場別取引員の政策的半減を進める効率的な手段として各地統制組合の結成が求められたのである。もともと株式組織取引所時代には各所に取引員組合が存在したので、これを統制組合に転換させたものだが、形式的には新しく「取引員業務の自治的指導統制等に任せしむる為」「金融統制団体令に基づき」組織させたことになる。「指導統制」が必要とされたのは「取引員業務の一体的發揮を

図る」「国策の遂行に協力する」ためであった。「原則として有価証券市場毎に」組織せしめることになっていたが<sup>87)</sup>、地区指定の告示では地区は都道府県レベルとなり、福岡県と長崎県は合同、新潟県には2ヶ所の市場を含んだため、現実指定されたのは9統制組合であった<sup>88)</sup>。

各地取引員統制組合は昭和19年6月21日に取引員統制会を足立させ、さらに1年後の20年6月1日に日本証券取引所、証券引受会社統制会と統合して証券統制会を形成した。証券引受会社統制会は債券発行市場関係の独占的業者の団体である。これらを糾合した証券統制会は、活動期間ははなはだ短くはあったが、文字通り証券界を代表する唯一の「顔」となったといえる。これらの点については（下）で章を改めて取り上げる。全国各地に独立した株式組織取引所が存在した時代でも取引所と取引員組合は共同行動をとることが多く、截然とした区別をつけがたいところがあったが、国家性の濃厚な日本証券取引所一所に統合された後の両者は一層複合性、同一性が強められたといえる。権限としては公共機関に等しい日本証券取引所が当然に上位にあって絶対的優位を保ち、その下に取引員統制組合に組織された取引員（民間株式会社）が従属した体制であった。

### 3. 有価証券業整備

前掲「取引員業整備実施要綱」付記には「取引所を中核とする有価証券流通機構の一元的整備に資する」ため、取引員業整備と密接な関連を持って有価証券業者の整備を行うことが書かれてある。取引員業整備方針発表の2ヵ月後、12月17日に大蔵省は有価証券業整備要項を発表した<sup>89)</sup>。12月10日現在の有価証券業者数1964名の8割を翌19年3月末頃までに可及的速やかに

整理するという苛烈なものである。流通取引の場は取引所に一元化する、取引所の外で流通取引を「補助する」（筆者）あるいは地方取引の円滑化のためにはこの程度の人数で良いという判断であろう。整備の基準は取引員より低いが基本は同じである（機能発揮、営業用資本金、法人化、転廃業者への実績補償共助金）。この結果はどうなったか。戦後昭和20年10月11日現在の有価証券業者数は179名という記事がある<sup>90)</sup>。1964名に対しては9.1%である。19年3月末の業者数が確認できないが、おそらく8割減は達成され、その上に営業不振、戦災被害等が重なって更に減少したものと思われる。

## VIII. 日本証券取引所評議員会

特別法出資法人である日本証券取引所には、所内の業務運営機構とは別に、法に基づき評議員が置かれた。役員末尾に置かれた評議員（法第2章第14条）は、「日本証券取引所ノ業務ニ関スル重要事項ニ付総裁ノ諮問ニ応ジ又ハ総裁ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得」、総裁は「大蔵大臣ノ定ムル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スベシ」とされた（同第15条）。総裁が評議員に諮問すべき重要事項とは定款（第3章役員第24条）によれば以下の5点である<sup>91)</sup>。

1. 定款の変更
2. 資本金の増加に関する事項
3. 出資の払込に関する事項
4. 剰余金の処分
5. その他

評議員会の開催については法にも定款にも特記されていないが、上記重要事項の4に剰余金の処分が入っていることから毎事業年度（4月1日～翌年3月31日）毎に、事業年度経過後2

月以内に同処分案を大蔵大臣へ提出するために、少なくとも毎年5月ごろには定例開催される必要があった。その他の事項については随時開催ということになる。

評議員の数は法では「若干人」(法第14条)、任期は2年(同第16条)とされ、身分は名誉職であった(定款第27条)。政府により昭和18年12月23日に任命された最初の評議員は大蔵次官、主計局長、理財局長、銀行保険局長等を含む行政官、興銀関係など財界人及び後の日本証券取引所総裁徳田昂平を含む証券界から、計27名であった<sup>92)</sup>。

## 1. 第1回評議員会(昭和19年1月14日開催)

第1回評議員会の開催は開所から半歳を経た昭和19年1月14日であった<sup>93)</sup>。任命月日からすれば可及的速やかに開かれたことになる。総裁挨拶は取引所機構改革の実際状況を述べ、しかし売買取引高は実物取引が1割以上増加したが清算取引は6割6分減少したことに触れざるを得なかった。その理由として、前掲V章に見たような事情のほかに、証券金融の窮屈化、増税の圧迫感、戦局の重大化に対する国民の関心等が株式に対する魅力を減殺せしめた、とされた。今後については、急速な取引高の増加は困難としても、軍需産業の異常なる発展が株式発行数量を顕著に増加させ、実物取引を増加させるであろうこと、また有価証券業整備により場外取引が取引所内に集中されるだろうことも楽観的要因と目された。とはいえ、目前の取引所の収入は少なく、民間出資金に対する年5分の保証配当には「補給金を受ける」ことがやむをえないかも知れぬ、と報告された。議案と諮問事項は以下の通りである。

議案第1号 日本証券取引所評議員会議事規則制定の件(全10条)

会議の日時・場所・議題等は総裁が定めて召集、半数以上出席で開催、出席者の過半数で議決、急施を要するものは総代会に決せしむるなど

諮問第1号 日本証券取引所定款及業務規定変更の件

長崎市及び長岡市に於ける従たる事務所並びにその所属市場を閉鎖することに関する措置(昭和19年4月1日施行)

議案第1号により評議員会は初めて議事規則を持ち、その骨格を明らかにしたが、定例会の定めは無く、ほぼすべてが総裁に一任された。諮問第1号は、総裁から評議員会に対する初の諮問が、開所以来半年にして下位2市場(長崎、長岡)の閉鎖を明らかにし、定款・業務規程を変更するものであった点で、評議員会の性格を端的に示した。両市場の取引高は昭和18年9月以後激減し、12月には消滅していた(第1回評議員会付属資料)。10月19日提出の取引員業整備実施要綱は「市場存続の必要が乏しい市場は適当な時期に閉鎖」「(取引員の)隣接他市場への転出も考慮」の文言はこの事実を背景としていた。両市場は19年4月1日に廃止され、長崎市場所属取引員については不明であるが、長岡市場のそれは新潟市場に転じた<sup>94)</sup>。

## 2. 第2回評議員会(開催日不明)

第2回評議員会については記録が見つからなかった。定款の重要項目規定(年度末剰余金の処分)の諮問の必要性、第3回内容及び開催月日から推測して、第2回は昭和19年5月頃であったと思われる。しかし、日本証券取引所の『調査月報』には年表の記録はなく、また『調

『査月報』自体が昭和19年3月までの発行である。『経済新誌』及び『統計月報』にも記録はない。東京証券取引所が戦後作成した年表にも、第2回評議員会についての記載はない<sup>95)</sup>。推測される内容は最初の事業年度（18年度）末の財務報告と剰余金処分案についてであろう。

### 3. 第3回評議員会（昭和20年5月22日開催）

第3回評議員会の開催は第2年度（19年度）終了後2ヵ月以内の昭和20年5月22日であった<sup>96)</sup>。総裁挨拶は「前回評議員会（記録不明の第2回を指す）」で話したように「本所運営の基礎は大体初年度において一応確立した」とした上で、19年度は種々の非常事態が発生したにもかかわらず取引は前年度よりも増した、とした。年度末に近い3月10日に東京大空襲、続いて大阪、名古屋にも空襲があり、名古屋市場が焼失したが、その他には被害が無かったことを喜んでいる。この後ほぼ1ヵ月で新規清算取引を中止するような雰囲気はまったく見られない。提出された議案・諮問は以下の通りである。

議案第1号 [急施を要するものはすべて総代会で決せしめうることにする]

議案第2号 評議員会の総代選任方法に関する件 [当分の間、総代の選任を評議員の互選から総裁の指名に一任する]

諮問第1号 定款及び業務規程に関する件 [売買高僅少の横浜市場の閉鎖に関連して]

諮問第2号 借入金の最高限度に関する件

諮問第3号 昭和19年度（第2回）剰余金処分に関する件

2議案はともに非常事態下の評議員会運営方法を迅速に行うためのものであった。諮問第1号は、第1回の長崎・長岡に次いで横浜支所の

閉鎖を決めたものである。横浜支所の売買高はすでに初年度から長崎・長岡・新潟と並んで最低のグループであり、2年度目で「市場として存置する価値も極めて少ない」と判断された。横浜の売買高は実物取引全体の1%に過ぎなかった。横浜市場は7月1日に閉鎖され、所属取引員は整備統合の上東京市場に転ずることを認められた。諮問第2号は業務の円滑運営のために必要とされる借入金につき予め最高限度を5,000万円と決めておきたいというものである。すでに昭和19年12月と20年3月の2回、実物金融資金または清算取引受渡関係資金として監督官庁の認可を得て200万円の借入れを実行し（すでに返済し）たが、その時点では評議員会の開催ができなかったため、ここで提案されたのである。諮問第3号は政府以外出資者への年5分保証配当を行うために政府より326万円の補給金を仰ぎ、これを含めて剰余金1016万円として配当金には763万円を当てるというものである。配当金の43%は補給金による計算である。

### 4. 第4回評議員会（昭和21年11月1日開催）

第4回評議員会は戦後の昭和21年11月1日に開催された<sup>97)</sup>。本来ならば昭和21年5月が妥当なところであるが、5月22日付の評議員に対する連絡<sup>98)</sup>によれば「本年度は種々の事情により政府よりの補給金支出の有無未確定の為昭和20年度決算を未だ確定し得ざる実情」で評議員会も延期されたものである。結果としてはほぼ5ヶ月の延期となった。議事は次の1件だけである。

諮問 昭和20（第3回）事業年度決算に関する件

諮問については何の説明も無く、数字が挙げられているだけである。一般会計（1回、2回

と同じ通常業務関係)は当年度損失金383万円余、有価証券売買取引事業特別会計(政府の命令により有価証券価格安定のために20年7月、8月に行った株式の買入れ)は同じく812万円余、ともに後期繰越損失金として処分された。損失金の事後処理は次回論文(下)で見る。

戦中戦後の4回行われた評議員会の役割は、第一に一部弱小支所廃止の決定、第二に毎年度の財務・剰余金処理の承認に尽きた。もっとも、いかに弱小支所を廃止して合理化を図り経費節減に努めたとしても、敗戦に傾く市場の衰微を克服することは到底ならず、毎年の決算は苦しく、とりわけて最終年度は政府命令による価格安定取引の結果、大幅な赤字に結果した。株式会社組織ではなかったため誰もその責任を問われはしなかったが、戦時取引所として経営の破綻は明白な事実であった。

評議員会の現実的役割は以上に尽きる。どこにも規定されていないことではあるが、評議員会はいわば出資者総会に近い機能を持たされていたと思われる。政府以外の出資者は年5%の配当が保証されることにより、実際上は確定利付出資証券の持ち主と化した。出資者総会の規定がなく当然ともいえる。出資証券の売買は可能であり、実際に日本証券取引所市場でそれなりの売買は行われた。しかし、旧取引所の株主として持っていた商法上の権利は消失した。その消失の代わりに置かれたのが評議員会であった。評議員の任命権は大蔵大臣(最大の出資者である政府の代表)にあり、任命された評議員は政府関係者、証券界の関係者(多くの証券業者は旧取引所株主から日本証券取引所出資者に転換した)であった。民間評議員の顔ぶれを確認すれば、彼らが旧株主総会メンバーの相当部分を引き継いで評議員会を構成したことが

わかるであろう。大出資者による出資者総会に近いとしたのはこうした意味合いからである。とはいえ評議員会は議論や否決の場ではなく承認の場であったに過ぎず、当然ながら出資者総会に真に代替するものではなかった。

## 注

- 46) 総裁告示は、日本証券経済研究所『日本証券史資料』戦前編第四巻、六二二(3)。
- 47) 総裁訓示は、同書、六二二(2)。
- 48) 蔵相訓示は、同書、六二二(4)。
- 49) 市場及び取引員については、同書、六二二(7)。
- 50) 市場規則は、同書、六一一(70)。
- 51) 東京・大阪以外については、六二二(8)。
- 52) 設立の経過については、同書、六二二(73)。
- 53) 定款は、同書、六二二(12)。
- 54) 業務規程は、同書、六二二(13)。
- 55) 職務規定は、同書、六二二(41)。
- 56) 服務規程、事務分掌規定、文書取扱規定などは必ずしも同資料集に採録しなかったが、存在は確認されている。
- 57) 受託契約準則は、前掲書、六一一(68,69)。
- 58) 市場規則は、同書、六一一(70)。
- 59) 日本証券取引所の1年前に同様の特別法出資法人となった日本銀行の例でも、昭和17年日本銀行法及び定款に「出資者総会」に関する規定は見られない。日本銀行『日本銀行百年史』資料編。
- 60) 副島及び坂の辞職の日付は年表等で確認されないが、徳田の就任挨拶の文言から推測した。
- 61) 清算取引廃止については、日本証券経済研究所『日本証券史資料』戦前編第四巻、六二二(31)。
- 62) 小型株の思惑については、同書、六二二(28,30)。
- 63) 金繰り状況調は、同書、六二二(35)。
- 64) 金繰り状況調に対する回答は、同書、六二二(37,38,39,41)。
- 65) つなぎ機関については、同書、六二二(40)及び六一一(27)の6。
- 66) 東京のつなぎ機関(東京証券)については、『日本証券金融株式会社十年史』32-36頁。
- 67) 名古屋のつなぎ機関については、『名古屋証券取引所三十年史』30-31頁。
- 68) 大阪のつなぎ機関については、大阪証券金融株式会社『二十年小史』2-3頁。
- 69) 日本証券取引所調査部『日証統計月報』昭和18年11月分によれば、「取引所業」は実物上場になっている。
- 70) 上場制度に関する答申は、『日本証券史資料』戦前編第四巻、六二二(49)。
- 71) 上場選定基準は、『日本証券取引所調査月報』第4号、51-55頁。
- 72) 実物金融については、『日本証券史資料』戦前編第四巻、六二二(19,22)。
- 73) 実物の新売買方法については、同書、六二二(24)。
- 74) 支所長会議については、同書、六二二(42)。

- 75) 実物金融規定は、同書、六-二- (61)。
- 76) 実物取引競売買準則は、同書、六-二- (64)。
- 77) 日銀融資の概要については、同書、六-二- (101)。
- 78) 出資証券の予約売買は、同書、六-二- (25)。
- 79) 入札処分については、同書、六-二- (26,27)。
- 80) 予約売買処理法は、同書、六-二- (46)。
- 81) 取引員の報告その他の措置通牒（蔵理第6308号）は、同書、六-二- (17)。
- 82) 会社に非ざるものに関する通牒（蔵理第6326号）は、同書、六-二- (20)。
- 83) 代用証券納入については、同書、六-二- (29)。
- 84) 決定案は、同書、六-二- (27)。
- 85) 実施要綱は、『日証調査月報』第5号、64-66頁。
- 86) 半減政策の結果は、『日本証券史資料』戦後編第五卷、第六章証券業界の再編成、五- (2)。
- 87) 取引員統制組合結成要綱（大蔵省発表）は、『日証調査月報』第5号、66-67頁。
- 88) 地区指定は、『日本証券史資料』戦前編第四卷、六-二- (54~56)。
- 89) 有価証券業整備要綱は、『日証調査月報』第7号、46-48頁。
- 90) 『日本経済新聞』昭和20年11月9日付、『日本証券史資料』戦後編第五卷、第六章、五- (1)。
- 91) 日証定款は、『日本証券史資料』戦前編第四卷、六-二- (12)。
- 92) 名簿は第1回会議資料の中にある。同書、六-二- (60)。
- 93) 同前資料。
- 94) 新潟支所は長岡支所に取引員整備後に残っていた2取引員を引き取ったとの記録がある、新潟証券取引所『新証月報十周年特集号』57頁。しかし福岡支所が長崎支所について同様措置を取ったかどうかは記録がない。福岡証券取引所『十年史』の昭和19年9月1日現在の法人取引員12名の名称は旧博多取引所時代と同様である。
- 95) 東京証券取引所『東京証券取引所20年史』年表には記事がなく、同『東京証券取引所10年史』には戦前年表がない。
- 96) 第3回会議については、『日本証券史資料』戦前編第四卷、六-二- (105~106)。
- 97) 第4回会議については、同書、六-二- (121)。
- 98) 証秘第219号「昭和20年度決算の延期について」は、同書、六-二- (192)。

（当研究所主任研究員）